

# 維新期の食売下女

## —明治三年武蔵国児玉郡本庄宿の事件の紹介—

森田雄一

### はじめに

江戸時代、街道の宿駅の旅籠屋で、宿泊客に食事の給仕をするかたわら性交渉をもおこなった食売下女又は飯盛女と称した奉公人が存在したが、江戸幕府は当初江戸への入口である品川・板橋・千住・内藤新宿の旅籠屋に対し、一軒につき二人の食売下女を置くことを認め、諸街道の宿駅には無認可の食売下女を抱える旅籠屋が増加し、幕府はその存在を無視することが出来ず、享保三年に江戸十里四方の宿駅の旅籠屋に人数二人を限って食売下女を抱えることを認め、十里より遠方の宿駅に対してもこれを準用することを方針とした。<sup>(1)</sup> 食売下女を置く旅籠屋は食売旅籠と称し、一般の旅籠屋と区別したが、街道のすべての宿駅に食売旅籠があつたわけではなく、食売下女を置くには幕府からの免許を要した。ここではこれら食売旅籠とそこに働らく食売下女の雇用をめぐる紛争を、中山道の宿駅である本庄宿において、明治三年に発生した事件を一例として次に紹介する。

維新期の食売下女(森田)

### 一 食売旅籠と宿駅

食売旅籠を宿駅に設置することを認めるのは、設置による冥加金が宿駅財政の助成となり、交通制度の維持を図る江戸幕府や、財政難に悩む宿駅にとっては、設置により生ずる種々の相乗効果——宿駅内の消費経済の増大による活性化——とも相俟って必要な存在であつた。しかし他方では、宿駅に対し助郷負担を行なつていた周辺農村に、風俗の荒廃をもたらし、宿駅の新規の食売旅籠設置の動きに対しては強硬に反対した例を、本庄宿の近傍宿駅である中山道熊谷宿にみることが出来る。<sup>(3)</sup>

武蔵国児玉郡本庄宿は、中山道の江戸から十番目の宿駅として、近くに利根川の河岸を控え、物資の集散地として繁栄していた。

天保十四年の宿村大概帳によると、<sup>(4)</sup> 宿高二千五百八十八石二斗三升五合、家数一千二百十二戸、人口総数四千五百五十四人(男二千二百六十四人、女二千二百九十人)、旅籠屋七十戸とあり、明治三年の<sup>(5)</sup> 人別改帳によると、家数千九十三戸、総人数四千五十三人(男二千

九人、女二千四十四人)、飯売下女六十二人とある。食売下女の出身については、本庄宿の場合断片的な記録しか残されていないが、明治四年の書上によると、宗門改後の新規抱十二人の内生国不明九人・越後二人・信州一人で、不明一人を除き直抱二人、他宿町の旅籠より住替が九人となっている。<sup>(7)</sup>

## 二 事件の概要

明治三年六月、本庄宿食売旅籠屋半六の抱女こと・かの両人が借金並に貸借金の勘定をめぐって抱主の半六と対立し、両人は他のふじ・よし・やゑの三人と共に訴訟を起したが、宿役人の幹施により住替を行う様岩鼻の役人より指示があり、身柄を旅籠行司が預かることとなり、こと・かのは孫衛、ふじ・よし・やゑは七郎次の両人が引取っていたところ、七月十四日夜、やゑが半六方に忍行き、復帰の希望を述べ立戻った。この為行司方では他の四人の意志を再確認する方針を打ちだし、準備をすすめていた折柄、十七日に東京よりふじ・よしの口入人である重五郎が来て両人を説得し、両人も納得したので重五郎の宿所に引取りたい旨の申入が旅籠行司にあり、行司より肝煎名主五衛に届出があった。宿役人の五衛は尚着添人である間屋次郎平に相談し、手落のない様に取計らう様指示した。ところが十八日夜こと・かの両人が次郎平方に駆込、ふじ・よしを納得しないのに半六方より大勢の者が来て、七郎次の裏木戸際で荒縄をかけ、強引に連去ったと訴出、此分では自分達の身も心許ないの

で、再度岩鼻役所に差戻すよう強く主張し、次郎平方に居坐った。このため、五衛は廿二日処置方を岩鼻鼻に伺出るとともに、両人の貸借関係の実態を調査するため、半六方に帳面の提出方を要求したが半六の不在と貸借は抱主と下女との相対であることを理由に半六女房いしから断られた。岩鼻鼻ではこと・かの請人を呼出し住替を行うよう指示したため、二十三日半六には他出を差止め、こと・かの両人には旅籠行司方に立戻るよう申渡したが、両人は納得せず、他の場所を要求したので、旅籠屋吉松・吉十郎・重平三人方へ預けこと・かの請人を呼出したところ、かの請人は玉村宿三奈吉屋良助で、丁度半六方に赴いていたので、行司立会の上吉松方にて説得したが応ぜず、結局半六方の借財を免除すれば何時でもかの住替を取計らうと返答し帰宅してしまった。ことの請人である安中宿の福次郎は、病気のため伴茂十郎を代理として二十六日に赴いて来たので、早速半六を呼寄せ返の経緯を述べて住替の相談に及んだところ、半六は宿内の請人半次郎を立会せ内談することを要求、希望を入れたところ、二十八日茂十郎は借財に対し双方の主張が非常に相違するため、引取方は困難であると断りの回答をもたらし、直ちに行司と半六を呼出したが、半六は不在で代理として清平と申者が出頭して来たため、借金取調のため帳面類を差出す様要望したところ、立帰ったま、戻らないので、使者を差向けると、半六女房いしが、宿役人立会で抱女に貸金をしたのではないため、帳面類を差出す事は出来ないとして断り、使者清平の再度の呼出にも応じようとは

しなかった。宿役人側は止むを得ず、組合五平を呼出して始末を申聞かせ、二十二日の岩鼻県の指示に対し、いしが心得違いをしない様申談たが失敗に終わったので、最後の手段として、いしを同道して岩鼻県に訴出ることを取決め、その旨いしに通告したところ、肝煎名主五衛以外の者とは同道しない旨の回答であったが、五衛は他の用向で差支えたため、組頭長作が代理として二十九日に出願した。直ちに半六夫婦に呼出の差紙が出されたが、三十日にとことかの両人がひそかに、小島村地内において通行中の岩鼻県の重役に出訴した。

この結果八月二十日に示談がまとまり、こと・かのの住替を決め、両人は一応雇主の半六に詫びを入れ、年割給金・借財を包金で棒引とし、質入品の内完済分・手道具類を引渡すこととし、包金は二十三日半六に納める約定を行なったが、結局二十九日にすべての引渡しが行われ事件は解決している。

### おわりに

食売下女のこと・かのが、雇主である半六に対し、この様な強硬な態度で自分達の貸借勘定を公訴までして主張し、要求を貫徹することが出来たのは、維新政府になったことが一大要因と考えられるが、実態としては旧幕以来の制度が引続いており、旧幕下であったならば、事件も公けにならず雇主である食売旅籠主の強圧に屈し、泣き寝入りのまま過されていたものと思われる。旧幕府下にあつて

維新期の食売下女(森田)

も、幸運な者は身請けされて、身請主と世帯を持つことが出来たが、大部分の者は借金の増大を、他の宿の食売旅籠に転々として移住することにより、肩替り決済し、自身を解放することは困難なことであつた。維新政府の政策により、旧幕時代の交通制度が廃止された後の彼女達の生活も、遊廓の娼妓として生きる道を選択せざるを得ないような環境にあつたのではないかと思われる。

### 注

- (1) 『御触書寛保集成』 岩波書店 六七〇ページ
- (2) 幕末期に流行した「くどき」には、宿場女と在方の男との心中事件を取扱ったものが多数みられ、武蔵国でも、「新板粕壁宿心中くどき」「新板栗橋宿心中くどき」「新板本庄宿心中くどき」等が知られている。
- (3) この一件の詳細については、宇佐美ミサ子「飯盛女出入一件——熊谷宿飯盛女設置をめぐる——」(近世女性史研究会『江戸時代の女性たち』 吉川弘文館 一八五―二七ページ)
- (4) 『中山道宿村大概帳』 吉川弘文館 一一六ページ
- (5) 諸井家文書三七
- (6) 諸井家文書七九七
- (7) なお食売下女の出身地については、日光街道粕壁宿の実態例酒井守『幕末期における江戸近在宿の人口動態——武蔵国埼玉那粕壁宿の場合——』があり、本庄宿も同様な傾向であつたと推測される。
- (8) 田中(恭)『家文書一六五〇 日光街道草加宿の食売下女とくが、身請され縁付いた例がある。』

史料一 明治三年八月 旅籠屋半六抱飯賣下女再願始末書

(表紙)  
「旅籠屋半六抱飯賣下女再願始末書」

乍恐以書付奉申上候

武州兒玉郡本庄宿役人惣代問屋次郎平外三人奉申上候宿内百姓ニ而旅籠屋渡世半六抱食賣下女共奉公向苦情之趣を以先般問屋吉水方江願出候ニ付外貳人一同相談之上召連御訴奉申上候處追々御吟味之上主人半六方江御引渡相成候得共右五人は半六方ニ而仕兼候者ニ付御利解ニ基き宿方旅籠屋行司江頼一札差出シ相預ケ置奉公住替取計中之始末御札ニ付左ニ奉申上候

此段右半六抱こと外四人之もの共并半六へ追々御利解之上去ル六月十八日御吟味御願下ヶ之上右五人之もの半六方江引取候上 御縣下ニおゐて頼一札旅籠屋行司孫衛七郎次江差出女子共身分住替之儀半六方相願候ニ付歸宿之上孫衛外壹人方右五人之もの共之内ことかの貳人ニ而孫衛方江差置ふしよしやい義者七郎次方江差置年割給金其外借財等相尋候處銘々手控ハ致置候得共一應半六方ニ而も借金調書等可差出候様行同共申談候得共更ニ不差出追々催促および候得共日数十日余も相立漸くこと壹人分合金七拾兩程書出候間合金ニ而ハ相分兼候ニ付巨細取調書出候様申聞候處誰彼留守ニ而相分兼候申之候ニ付こと方ヲ承尋候所全借用金七兩程と申聞右様格外引違候而已ならず外四人之分催促および候而も貸

金書拔不差出引捨置只々半六方江一先引取得と異見も差加度旨行司共へ申談有之候趣ニ付行司共右之般私共へ申出有之候ニ付肝煎名主五衛宅ニおゐて役人一同集會右取計方之儀相談および候處半六方江相渡候上万一手違等出来致候而者相濟不申候間去月九日左惣次長作兩人罷出其旨相伺上候處御吟味下ヶ奉願上候砌之場合ニ立合何れニも半六江異見申聞女子共給金并借財向等行司共而已江不掛ヶ置宿役人立會之上早速取調住替方取計候様被 仰渡候ニ付帰宿早々五衛方方半六呼遣候處玉村宿辺へ罷成留守中之旨代清平方申答候ニ付直様出先迄飛脚を以呼寄候様申聞候處半六義何方江罷越候哉去々十三日帰宿之趣届出候得共最早頃ハ御用宿用向諸勘定受拂方ニ而何分役人共ニおゐても怠慢無之内同十四日夜前書五人之内やい義七郎次方預ケ中自分と改心致半六方江立戻候趣五衛方江届出候由私共へ断有之候間此分ニ而者殘四人之ものも追々変心可仕と存居候處翌十五日行司代吉郎申出候ニ者殘四人之ものへ半六方得と異見為差加候ハ、尚改心帰參之ものも可有之と存候間右様取計度旨申聞候ニ付任其意置候處同十七日ふし人主重五郎と申もの半六方呼ニ差遣候間東京方罷越よし元方方も頼を受參り候旨を以ふしよし兩人江面會之上旅宿伊兵衛方江引取異見差加度越半六納得之上行司方へ断有之候ニ付同人共より其旨届出候間銘々納得殊ニ元方之ものニ候ハ、旅宿迄可差遣旨申聞候所翌十八日七郎次方右重五郎旅宿へ被引取候ニ付其般ふしよし兩人方ことかの方江文通および候處兩人共為暇乞七郎次方江罷越同人裏

木戸際ニ而右四人之もの咄シ中重五郎其余半六子分之もの共大勢罷越ふしよし兩人不納得ニ候を強勢ニ半六宅へ被連參此分ニ而ハ兩人共已前之通必至之責苦ニ逢候義不便ニ存且自分共身之上も如何様被取計候哉も難計と存其場もことかの兩人共素々差添之砌御縣下ニ而處々ニ住替之義申聞候廉を以問屋次郎平方江土足之儘駈込ふしよし兩人之始末申聞右様行司并元方同意之上被取巧候而者難差追候間早速御縣江差出可吳候旨次郎平方江取詰メ及掛合候間直様同人も五衛方江申出其上外役人江も沙汰および候ニ付一同立會之上何れにも至急取計可及候間一ト先行司方江立戻候様取鎮候得共更ニ聞入不申候間行司共呼寄セ承り候處同人共ハ其場ニ居合不申候ニ付始末不分明ニ御座候間尚半六呼寄候處同人留守ニ付代として伴賢三郎江親類又平附添罷越候間前条始末相尋候所ことかの申聞とハ相違任元方重五郎ニ被相頼預リ候義ニ而強勢連參候ニ而ハ無之旨申聞且前書女子共兩人義者次郎平方ニ居込居不立去候ニ付一旦孫衛方ニ而預リ中之身分ニ候間可立戻旨再々應申聞候得共前同様更ニ聞入不申候間五衛義者役柄之義ニ付同人方江引取候れにも取鎮方之儀申談候處五衛申聞候者女子共我等方江引取候共矢張行司方江引渡候も外無之候旨女子共ニおゐてハ前書之通行司方江立戻候儀ハ悉く迷惑之趣強而申張居然ル上者其儘差置行司方も番人附之可奉伺外無之候ニ付去月廿二日肝煎名主五衛代として左惣次罷出奉伺上候處尚御下知ニ付ことかの兩人元方之もの呼寄早速住替可為致と存翌廿三日夜半六他行無之様差留置ことかの兩

人江ハ御下知之趣申聞一旦行司方江立歸候様申論し候處ふしよし先度之取計方半六と行司共同意ニ相違無之候間外々江預ケ吳候様申募候ニ付一同相談之上旅籠屋吉李吉十郎重平三人江相預ケ候趣申聞候處女子共納得致候間一旦五衛宅ニ而行司共江同夜中引渡候得共身分之義ニ而前書吉李外貳人之もの方ニ預リ罷在然ル處かの受判人は玉村宿三奈吉屋良助と申ものニ付書状差遣可呼寄と存居候内右良助義者半六方江出向居候旨及承り候ニ付直様五衛宅ニおゐてかの住替方取急給金其外借金等取調可書出旨申聞候處幸ひ受人も參り居候間一應異見差加貰度旨半六申聞候ニ付私共并行司立會之上吉李方ニおゐて異見差加候得共更ニ取用不申候ニ付此上ハ半六方ニ而借財等勘弁致吳候ハ、何時ニ而も罷越かの住替之儀取計可申候趣ニ而罷帰且又安中宿福次郎義者こと元方之義ニ付是又呼寄申遣候處同人ハ病氣ニ付代として伴茂十郎同廿六日ニ罷越候役人共面會之上半六をも呼寄一同ニ而是迄之手續申聞住替取計方申談候處半六申聞候者宿方判人栄次郎をも為立會及内談度申ニ付任其意差遣候處同廿八日茂十郎申聞候間種々談判および候得共何分借財向格別相違之廉有之候も引取方不行届之旨断候間直様行司并半六をも呼ニ差遣候處半六者留守中ニ付代清平と申もの罷越候ニ付こと借金其外取調候間帳面類持參可致旨申聞候處同人義立歸り數刻相立候而も沙汰無之候間使之もの差遣候處半六儀者尚又留守中ニ而同人女房いし申聞候ニ者素々女子共江金子貸渡候節々宿役人立會ニ而貸渡候義ニ無之候間役人共へ帳面等為見届候義不相

成旨急度断遣候間肝煎名主五衛其外役人共ニおゐても以之外之申分と存先刻罷越候清平江得と異見可為致と存同人ニ早速罷越候様又候使之者差遣候處清平差遣候義も不相成旨尚又いし申聞候ニ付組合五平呼寄始末申聞去月廿二日左惣次罷出奉窺上候

同  
三内  
年寄  
左惣次

御下知之趣申聞いし心得違無之様申談遣候而も前同様申答候ニ付御下知之旨相背候而者難捨置此上者者いし召連御訴可奉申上候外無御座候ニ付同道可致旨申聞候處肝煎名主五衛差添ニ候ハ、可罷出外役人附添ニ而者難罷出旨申募然ル所五衛義者差掛リ候御用向

問屋  
治郎平

も有之候ニ付差添難罷出候間同人代として組頭長作罷出去月廿九日右始末奉窺上候處 御差紙を以半六夫婦之もの共御呼出相成候義之処去ル晦日ことかの旅籠屋重平方預り中忍出隣村小嶋村地内ニおゐて重

岩鼻縣  
御役所

史料二 明治三年八月 連印議定書

(諸井興 四八)

ニおゐて重

御役人様御通行先江奉出訴候始末承り驚奉恐入候折柄右一件心得居候役人共兩三人半六いし江附添可罷出旨御差紙頂載奉拝承候処肝煎名主五衛儀者外御用も有之候ニ付私共罷出是迄女子共住替方不行届之始末に附可申立旨被仰渡候ニ付此段奉申上候

(表紙)  
「連印議定書」

右御糺ニ付奉申上候通相違無御座候以上

取極議定之事

御支配所  
武州兒玉郡本庄宿

武州兒玉郡本庄宿半六抱食賣女一件差纏先般御吟味中示談相整濟口差上歸宿之上夫々差略中ふじ外式人心得違相弁主人半六方江立戻再勤罷在候得共ことかの兩人義重き 御方江駕籠訴仕候ニ付再應御吟

役人惣代  
組頭  
長作

味奉請候次第重々奉恐入依之猶示談之上右兩人儀奉公住替為仕候ニ付而者素々主従之間柄こと外壹人も深相詫年割給金并借財者包金ニ

午八月三日

長作

而厚勘弁受其餘右兩人より質入品之内全當之分并半六方ニ有之八同

人共手道具者相渡可申筈尤包金之儀者別紙證文之通来ル廿三日取引  
取極議定決而違背仕間敷候依之連印為取替置候処如件

明治三年八月廿日

食賣下女

こと(爪印)

同

かの(爪印)

組頭

差添人

三内印

上州伊勢崎町

右かの伯母

のふ(爪印)

右宿

常太郎代

孝次郎印

百姓

半六印

百姓代

喜平印

差添人

右宿

龍藏代

前書之通示談行届御日延奉願上歸宿致今廿九日一同御立会之上金子

維新期の食売下女(森田)

并諸品遣取相済候ニ付而者重而御願筋毛頭無御座然ル上者来二日双  
方朝五ツ時前着参 縣之上一件速ニ願下ケ屹度可仕候万一此上右一  
件ニ付我意ニ存申張候もの者一件済方故障のものニ付外一同ニ而其  
段訴上可申候依之連印致置候処如件

右

こと(爪印)

かの(爪印)

組頭

差添人

三内印

上州伊勢崎町

右かの伯母

のふ印

本庄宿

百姓

半六印

組頭

立合人

三衛印

行事孫兵衛

代兼

七郎次印

こと兄

太郎平印

百姓小三郎店

久七 ㊦

半六伴

建三郎 (爪印)

(諸井興四六)

拾兩差入殘而金貳兩八借用ニ相成居申候」

卯九月廿八日

一金八兩壹分ト錢壹百文 紅かけ止まへ長地伴壹枚

「此廉七兩ニ取極メ内金三兩貳分相渡候儀御座候殘而三兩貳分借用ニ相成居申候」

同九月廿八日

一金壹兩壹分也 當人江時かし是ハほそやへ帶質出し之砌ニかし

「此分相違無御座候」

同九月廿九日

内金拾兩 是ハ當人横濱御客もらる候節入金受取

同九月廿八日

一金拾貳兩也 さんころじ かんざし 壹本

「此分六兩貳分ニ取極内金五兩相渡殘金壹兩貳分借用御座候」

巳十一月廿日

内 右かんざしの内金仕立屋栄次郎殿立合ニ而當人も受取

辰 十二月廿七日

一金壹兩貳分也 清平殿江ことかり之分内も時かしいたし清平江相

渡し候分

「此廉全く壹兩金借用致候貳分金返済仕候」

内金貳分也 巳正月十日清平殿へ相渡候分内ニ而受取

同八月

一金拾七兩貳分ト錢七百四拾八文 夜具綿七ノ三百目之代

史料三 こと口取

こと口取

慶應三卯年八月廿七日も来ル

未年三月十五日迄中丸三ヶ年

六ヶ月三日ニ相定

一金六拾九兩也 右給金

同八月廿九日

一金壹兩貳分也 當人江時かし

「此廉覺一切無御座候」

卯九月廿八日

一金拾四兩壹分ト錢七百文 紬茶立しま小袖壹枚 同相ミじん小袖

壹枚

「此分代金拾貳兩ニ取極すそ廻し者古裂ニ而主人も貰受其節内金



〔下ケ札〕此分古綿五兩新綿四兩足し都合金九兩主人方ニ而差出買具候所

内金去ル辰八月十八日五兩九月廿二日貳兩都合兩度ニ金七兩相

渡し残り而金貳兩主人方借用御座候

已十二月大晦日

一金三兩貳分也 當人江時かし

〔下ケ札〕此分貳分金ニ而三兩借用致候得共金正碓と不見分趣ニ而遣兼候

ニ付無撻追而受出候筈ニ而封金ニ致宿内周三郎方江壹兩ニ而質

入罷在候間受出返済可致候乍併貳分者金余分ニ御座候

已九月廿四日

一金拾貳兩貳分也 本白丸帶壹本

同廿四日

一金貳分壹朱也 帶しんの代

〔下ケ札〕此分帶地其外帶しん并仕立代共都合金拾貳兩ニ取極其節内金九

兩相渡尚日月廿九日金三兩相渡代金者皆済相成候間此分ハ聊借

用無御座候以上

同廿四日

一金貳朱ト 綿仕立代 銀拾貳匁 二口之代

内 金五兩也 當人方受取

是迄不殘

〆金七拾三兩三分三朱ト銀拾貳匁 錢式〆五百四拾八文

内 金五拾兩貳分也 當人方受取

残り

〆金五拾三兩壹分三朱ト銀拾貳匁錢式〆五百四拾八文 かし

外ニ

一金五拾三兩壹分三朱銀拾貳匁錢貳貫五百四拾八文

皆金五拾三兩三分貳朱錢百七拾貳文

是者半六もこと江貸遣し候分ニ御座候

金拾三兩三分

是者こと下ケ札ヲ以奉申上候差引借用之分

差引

金四拾兩貳朱錢百七拾貳文

是者相違双方申争之分

(諸井興四三)

史料四 かの口取

かの口取

子ノ十二月十二日ヨ来未ノ十二月迄

中丸七ヶ年と十八日

一金三拾七兩也 奉公人かの給金

子十二月廿八日

一金四兩壹分也 小袖壹

同日

一金貳兩壹分 八丈かうし嶋 切かへ下き沓ツ

〔此下ケ札二口者身付金ニ而拵貴候ニ付借用ニ可相成筈無之候〕

同日

一金貳兩三分 ひの中かた長じ半

〔此分者姉女房つまら被下候間同人江挨拶可致旨主人ら被申聞依

之つま江折入而挨拶仕候義ニ而追々恩義申居候間主人ら借用ニ

可相成謂無御座候〕

同日

一金三兩貳朱ト貳貫三百文 こんどんす 丸帯 壹本

〔此分ハ水上ケと申五十七八才位之客江出候ニ付同人ら祝義ニ被

下候間主人より借用ニ可相成謂無御座候〕

同日

一金壹兩三朱也 べつかう 中ざし

〔此分ハ姉女郎つまら被下候ニ付右長襦ばん同様ニ御座候〕

同日

一金壹兩貳分也 さんごじかんさし壹本

〔此分更ニ存不申候〕

〆金拾五兩壹分壹朱ト貳〆三百文

丑五月四日

一金壹兩貳朱 ち、みひとい物壹ツ

〔更ニ存不申候〕

八月十四日

一金七兩貳分ト四百文 小袖貳ツ つむきたて横しま八丈切かへ下き

〔更ニ存不申候〕

同日

一金壹兩壹分貳朱也 本國當て中こ屋帯壹本

〔此分帳面之通り相違無御座候〕

寅三月二日

一金四兩壹分貳朱ト錢八百文 紬黃縞立横小袖壹枚

〔此分ハ八幡山町茂三郎と申客ら唐棧五反貫請着類之代金として

主人江相渡候間差引候得者却而主人ら返金私江貫候而可然候所

借用可相成筋無之候〕

同日

一金三兩貳朱ト錢壹〆貳百文 火山まえのこうし切かへ長地伴壹枚

〔此分更ニ覚無之候〕

同五月四日

一金四兩壹分ト錢壹〆五百文 御召縮緬單物浦入紋付代仕立代共

〔此分三兩貳分ニ取極其節内金貳兩相渡殘壹兩貳分借用有之候〕

同日

一金三兩ト錢貳百文 白夏地伴壹枚代

〔此分帳面之通り乍併品物ハ主人方ニ差置候〕

同九月廿八日

一金三兩壹分ト錢九百文 紅浦壹ツ花色緋七尺しす半入袖口仕立代

共

〔此分更ニ存不申候〕

卯五月四日

一金六兩三分ト錢七百文 京綿丸帶綿仕立代とも 内金貳兩也當人

ト受取

〔此分六兩ニ取極代金ハ客ト被下候筈ニ付則貰受皆済罷在候間借

用等無御座候〕

辰三月三日

一金八兩壹分貳朱 米沢糸織紺茶立しま小袖壹枚

〔此分ハ四兩差入候ニ付殘金四兩壹分貳朱者借用有之候〕

巳九月廿八日

一金拾貳兩貳分也 本國地帶壹本 外ニ金貳分ト八百文 白木もん

帶あげ代 金貳朱ト拾匁 綿仕立代とも 内金五兩也當人ト受取

〔此帶の外小袖貳枚都合三品ニ而代金三拾兩ニ取極主人ト仕立具

候得共内金貳拾五兩相渡殘金五兩者借用ニ相成居申候〕

巳極月廿八日

一金八兩貳朱也 七こ小袖壹枚

〔此分は代金九兩ニ取極候酒壹駄本庄宿臺町叶屋と申ものト客人

買受差入貰候ニ付借用無之候〕

内金四兩貳分也 當人ト受取

同廿八日

一金四兩貳分ト壹匁文 小紋下着ふくら鼠かへき三ツすそ代

〔此分更ニ存不申候〕

維新期の食売下女(森田)

はす袖口半入三ツ ぶりの代綿仕立賃不殘之代かし

〔更ニ存不申候〕

同廿八日

一金八兩壹分貳朱也 ぶぐら鼠紋ちりめん長地伴壹枚

〔此分金九兩相渡候ニ付却而貳分式朱渡過相成候間借用無之候〕

内金五兩也當人ト受取

午五月十五日

一金壹兩三分ト壹貫文 鳴海絞リ單物壹枚

〔此分帳面之通り〕

惣

ノ金九拾貳兩壹朱銀拾匁錢拾貫八百文

皆金九拾三兩壹分錢五百八拾八文

内

引

金拾六兩貳分 當人ト受取

ノ金七拾六兩三分錢五百八拾三文 かし

一金七拾六兩三分錢五百八拾八文

是者半六匁かの江貸渡候分

一金拾四兩三分錢壹貫貳百文

是者かの下ケ札ヲ以て申上候差引借用之分

差引

七七

維新期の食売下女(森田)

金六拾壹兩三分三朱錢四拾文

是者相違申争之分

(諸井興四四)